消費税の大ウソ その3

带広市医師会帯広中央病院

古田 黄

また消費税の話か、いいかげんにしろというお叱りの声が聞こえてきますが、5/14の読売新聞33面に、またまた消費税を誤解させる記事が掲載されていたため、三たび投稿させていただきました。

内容は、免税品を購入した外国人が、その商品を 日本国内で転売した場合は、消費税の支払い義務が 生じる。よって出国時に購入した商品を所持してい ない場合は転売したとみなし、消費税を請求するが、 身柄拘束できないので、対象となる外国人は請求書 を持ったまま出国してしまい、消費税を取り戻すこ とができない。その総額が令和4年度に21億円に上 るという話だ。

この話をそのまま読むと、やはり消費税は消費者が支払うべき税金だと誤解してしまいそうになるが、消費税は消費者にかかる税金ではなく、事業者の粗利益にかかる税金で、課税事業者が粗利益の1/11を消費税として国に納めるという制度である。

問題は、外国人からは消費税を取らないという建 前があるので、外国人に商品を売る店を免税事業者 にしているところにある。

例えば免税店Aが外国人Bに、納入価8千800万円の商品を1億円で売ったとしよう。A店は免税事業者なので(1億-8+8百万)/11=110万円を消費税として支払う必要もなく、また申請すれば仕入れで支払った消費税800万円の還付を受けることができる。

ところが、外国人Bが購入した商品をそのまま 1億円で買い取り業者Cに転売したとしよう。

C業者が同じ商品を日本の業者から仕入れた場合、通常は消費税分が上乗せされた1億1千万円で購入することになるが、外国人に転売させると、1千万円安い1億円で仕入れたことになる。外国人に手数料を支払っても、十分割に合う取引だ。

だがこれはC業者がA業者から1億円で商品を購入したことと事実上同じであり、免税店Aの場合、1億円で外国人に売った商品が転売された瞬間に消費税110万円の支払い義務が生じ、さらに還付金800万円も国に返還する義務が生じる理屈となる。

ところが外国人は様々な免税店から、様々な商品 を購入するので、制度上、いちいち免税店を特定し て、免税店から税金を回収することは、大変な事務 手数料となり、現実的ではない。

さらに免税店Aにしてみれば、悪いのは転売した 外国人であり、その責任を売った店に押し付けられ ても困るわけだ。

そこで財務省は、本来は業者が支払う消費税を、 転売という違反行為をした外国人には特例として、 本人から消費税を直接徴収することにしている。

免税店で1億円の商品を購入して転売した場合、 消費税分の1千万円を外国人に直接請求するのだ が、現実は前述した通りで、出国した外国人から消 費税を徴収することはできない。

そこで、免税品を買い取る業者がいるのが問題だ と財務省は判断し、外国人から消費税を取れなかっ た場合は、免税品を購入した業者から、本来支払う べき消費税を徴収することにした。

つまり1億円の免税品を購入した買い取り業者は、消費税分として1千万円を国に支払う義務が生じるのだが、問題は免税品を購入したかどうかを証明する方法がないところにある。

内部告発があれば、徹底した税務調査を行い、不 正を見抜けるが、不特定多数を対象とした抜き打ち 調査では限界があるということだ。

新聞には、他にも見当外れの対策が書かれているが、免税店をなくし、外国人に商品を売る業者も、最初から課税事業者にしてしまえば、以上のような転売の問題は発生しないのだが、ご理解いただけるだろうか? 税収も増えますしね。

だが、外国人からは消費税を取らないという原則 を、財務省は変えようとはしない。

ここからはインボイスの続きとなります。

もともと消費税はヨーロッパの付加価値税をマネしたもので、税率もヨーロッパ並みの25%にする予定だが、すでに国民の負担は限界である。そこで「朝三暮四」となる。

つまり何段階かの軽減税率を設けて、例えば全体の税率は25%に上がりますが、光熱費は15%、衣料品は10%、食品は7%に下げますから、とペテンに掛けるのだ。ただ粗利益にかかる税率が複数あると、帳簿を操作して節税(脱税?)する可能性がある。そこで消費税の課税事業者を証明する登録番号のある請求書や領収書(インボイス)によって税率を区分して、帳簿ではなく、インボイスで消費税を確定する。そうすれば税務署の税務調査もやり易くなり、節税を減らすことも可能となる。

もう一つ、免税事業者が"自主的に"課税事業者に変更するように制度設計されたのもインボイスだ。

効果が不明で、安全性が確立されていない遺伝子 ワクチンを、強制ではなく、あくまで国民が自らの 意思で接種したという形にしたように、免税事業者 が課税事業者になって消費税を支払うのも、税負担 が重く廃業するのも、自らの選択であり、財務省が 強制したのではない、としたいのである。

インボイス制度の狙いは、低所得の免税事業者に 壊滅的打撃を与え、消費税25%への布石を打つとこ ろにあったのだ。